

21 日 獣 発 第 197 号

平成 21 年 11 月 11 日

地方獣医師会会長 各位

社団法人 日本獣医師会
会 長 山 根 義 久
(公印及び契印の押印は省略)

独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム 利用規約の一部改正について

このことについて、平成 21 年 10 月 28 日付け 21 独家セ第 1125 号をもって独立行政法人家畜改良センター理事長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」の制定（平成 21 年 11 月 10 日付け 21 日獣発第 196 号にて通知済）に伴い、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム利用規約（平成 17 年 2 月 28 日付け 16 独家セ第 1414 号）」について一部改正した旨、本会関係者への周知を求めたものです。

(注) 本件内容の問い合わせは、駒田事務局主任までお願いします。



21 独 家 セ 第 1 1 2 5 号

平 成 2 1 年 1 0 月 2 8 日

(社) 日本獣医師会 会長 殿

独立行政法人 家畜改良センター理事長



独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム利用規約の一部
改正について

日頃より当センターの牛個体識別業務の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今般、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」
の制定に伴い、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別代行報告システム利用規約
(平成17年2月28日付け16 独 家 セ 第 1 4 1 4 号) について、別添新旧対照表のと
おり、一部改正を行いましたので、通知いたします。

なお、貴団体下における会員等への周知につきましてご配慮方よろしくお願い申し上
げます。



独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行報告システム利用規約新旧対照表

新	旧
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体情報の電子データによる報告の利便を図るため、インターネット報告及び家畜個体識別連携システム(ID連携システム)等の家畜個体識別報告システム(以下「報告システム」という。)による代行報告の利用について定めるものである。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用申請書)</p> <p>第2条 報告団体は、報告システムの利用に先立ち、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別代行報告システム利用申請書(以下「申請書」という。)を独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 家畜個体識別連携システム(ID連携)にて報告する報告団体が、牛の管理者より同意を得て、イントラネットによる牛個体識別全国データベースの情報を入手し、牛の管理者コードの自動入力を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。)第4条第三号に基づき、同意を得た管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 2の報告団体が、同意を得た牛の管理者を追加する場合、又は牛の管理者の同意を取り消す場合は、<u>利用規程第8条第2項又は第3項</u>に基づき、理事長あてに追加利用請求書又は解除届を提出しなければならない。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第3条 報告団体は、報告システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。</p> <p>一 法に基づく届出に関する業務以外には利用しないこと。</p> <p>二 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。</p> <p>三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。</p> <p>四 牛の管理者からの依頼に基づき代行報告を行うこと。なお、その際、参考1又は2に示したような代行報告に関する覚書の締結、若しくはそれに準じる手続きを踏み、法に基づく報告行為をする者を明確にしておくこと。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体情報の電子データによる報告の利便を図るため、インターネット報告(以下「WEB報告」という。)及び家畜個体識別連携システム(以下「ID連携」という。)等の家畜個体識別報告システム(以下「報告システム」という。)による代行報告の利用について定めるものである。</p> <p>2 [略]</p> <p>(利用申請書)</p> <p>第2条 報告団体は、<u>本報告システム</u>の利用に先立ち、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別代行報告システム利用申請書(以下「申請書」という。)を独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 ID連携にて報告する報告団体が、牛の管理者より同意を得て、イントラネットによる牛個体識別全国データベースの情報を入手し、牛の管理者コードの自動入力を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベースのイントラネット利用手続きについて」(平成15年12月1日15独家セ第1096号。以下「手続き」という。)第4条第1項第2号に基づき、同意を得た管理者からの同意書及び当該報告団体の誓約書を添えて、理事長あてに利用請求書を提出しなければならない。</p> <p>3 2の報告団体が、同意を得た牛の管理者を追加する場合、又は牛の管理者の同意を取り消す場合は、<u>手続き第6条第3項又は第4項</u>に基づき、理事長あてに追加利用請求書又は解除届を提出しなければならない。</p> <p>(遵守義務)</p> <p>第3条 報告団体は、<u>本報告システム</u>を利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。</p> <p>一 法に基づく届出に関する業務以外には利用しないこと。</p> <p>二 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。</p> <p>三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。</p> <p>四 牛の管理者からの依頼に基づき代行報告を行うこと。なお、その際、参考1又は2に示したような代行報告に関する覚書の締結、若しくはそれに準じる手続きを踏み、法に基づく報告行為をする者を明確にしておくこと。</p>

(システム内容の変更等)

第4条 理事長は利用規程の改正等により報告システムの内容を変更することがある。

2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、報告システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。

3 [略]

(免責事項)

第5条 理事長は、報告システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた報告団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。

2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」(平成16年3月31日15独家セ第1673号)は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

(システム内容の変更等)

第4条 理事長は手続きの改正等により本報告システムの内容を変更することがある。

2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、本システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。

3 [略]

(免責事項)

第5条 理事長は、本報告システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた報告団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(附則)

1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。

2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」(平成16年3月31日15独家セ第1673号)は、この規約の施行をもって廃止する。

(附則)

1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

(附則)

1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行報告システム利用規約

16 独家セ第1414号
平成17年2月28日

(適用範囲)

- 第1条 本規約は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体情報の電子データによる報告の利便を図るため、インターネット報告及び家畜個体識別連携システム(ID連携システム)等の家畜個体識別報告システム(以下「報告システム」という。)による代行報告の利用について定めるものである。
- 2 本規約は、代行報告利用を希望する報告システム利用者(以下「報告団体」という。)がその利用に当たって行う一切の行為に適用される。

(利用申請書)

- 第2条 報告団体は、報告システムの利用に先立ち、本規約に同意の上、別紙の家畜個体識別代行報告システム利用申請書(以下「申請書」という。)を独立行政法人家畜改良センター理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。
- 2 家畜個体識別連携システム(ID連携システム)にて報告する報告団体が、牛の管理者より同意を得て、イントラネットによる牛個体識別全国データベースの情報を入手し、牛の管理者コードの自動入力を行う場合は、「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別全国データベース利用規程」(平成21年10月28日付け21独家セ第1121号。以下「利用規程」という。)第4条第三号に基づき、同意を得た管理者からの同意書を添えて、理事長あてに利用請求書を提出しなければならない。
- 3 2の報告団体が、同意を得た牛の管理者を追加する場合、又は牛の管理者の同意を取り消す場合は、利用規程第8条第2項又は第3項に基づき、理事長あてに追加利用請求書又は解除届を提出しなければならない。

(遵守義務)

- 第3条 報告団体は、報告システムを利用するに当たって、以下の条件を遵守しなければならない。
- 一 法に基づく届出に関する業務以外には利用しないこと。
 - 二 他人の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
 - 三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反、又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
 - 四 牛の管理者からの依頼に基づき代行報告を行うこと。なお、その際、参考1又は2に示したような代行報告に関する覚書の締結、若しくはそれに準じる手続きを踏み、法に基づく報告行為をする者を明確にしておくこと。

(システム内容の変更等)

- 第4条 理事長は利用規程の改正等により報告システムの内容を変更することがある。
- 2 理事長は、コンピュータ又は回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、報告システムの中断、遅延、又は提供を中止することがある。
- 3 報告団体が不正若しくは違法な行為によって独立行政法人家畜改良センターに損害を与えた場合には、理事長は報告団体に対して損害を請求できるものとする。

(免責事項)

- 第5条 理事長は、報告システムの利用により又は利用できなかったことにより生じた報告団体又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成17年2月28日から施行する。
- 2 「独立行政法人家畜改良センター牛個体識別インターネット代理報告システム利用規約」(平成16年3月31日15独家セ第1673号)は、この規約の施行をもって廃止する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年10月28日から施行する。

別紙

家畜個体識別代行報告システム利用申請書

平成 年 月 日

独立行政法人家畜改良センター理事長 殿

家畜個体識別代行報告システムの利用について、以下のとおり申請します。

なお、利用に当たっては「独立行政法人家畜改良センター家畜個体識別代行報告システム利用規約」（平成17年2月28日16独家セ第1414号）に同意のうえ、これを遵守することを誓います。

※ すべて記入してください

報告団体名 _____ 印

報告団体コード _____ (10桁数字)

所在地住所 _____

担当者名 _____ 副担当者名 _____

電話番号 _____ FAX 番号 _____

E-Mail アドレス

- 報告方法
- 1 インターネット報告
 - 2 家畜個体識別連携システム (ID連携システム)

参考 1

代行報告に関する覚書

_____農家名_____(以下「甲」という。)と_____報告団体名_____(以下「乙」という。)は、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(平成15年法律第72号。以下「法」という。)に基づく牛個体情報の家畜改良センター(以下「センター」という。)への報告を、乙が甲の依頼により行う(以下「代行報告」)ことについて次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第1条 法に基づく牛個体情報の甲からセンターへの報告を円滑に実施するため、本覚書による甲が乙に依頼して行う代行報告について定める。

(対象情報)

第2条 法に基づき報告する次の牛個体情報を代行報告の対象とする。

- 1 出生報告
- 2 異動報告(転入、転出、死亡)
- 3 耳標再発行

* ID連携システムの代行報告の場合は2の異動報告(転出)のみ。

(代行報告の方法)

第3条 甲乙双方の協力のもと、甲が乙に送付(又は持参等)する牛個体情報に基づき、次の方法により代行報告を実施する。

一 甲から乙への牛個体情報の送付

甲は、牛個体情報を報告カードに記入し、郵送・FAX・託送・持参により行う。なお、甲は、送付した報告カードの原本を整理保管する。

二 乙による代行報告

乙は、甲から送付の牛個体情報を牛個体識別全国データベース(以下「全国データベース」という。)の登録内容を参考に精査し、必要により甲への内容確認を経て、家畜個体識別報告システム(以下「報告システム」という。)を利用してデータ入力し、センターへ報告する。

入力した報告カードは、甲専用のフォルダーに綴じて保管する。

(牛個体情報の確認)

第4条 乙は、全国データベースに登録された個体識別番号がセンターから通知され次第、その内容を確認のうえ入力した報告カードに「登録済み」を記入して保管する。また、甲へ登録された旨を通知する。

- 2 乙は、センターへ送付後7日後以内に、個体識別番号の通知がない場合は、センターへ照会のうえ、迅速な措置を求める。なお、照会に際しては、送付

年月日、送付方法、個体識別番号及び報告内容を記載した文書を e-m a i l に添付することにより行う。

- 3 乙は、センターから牛個体情報に関する問い合わせがあった場合、速やかに調査のうえ回答する。

(乙の遵守事項)

第6条 乙は、代行報告するに当たり、次のことを遵守しなければならない。

- 一 法に基づく届出以外には利用しないこと。
- 二 甲の財産やプライバシーを侵害する行為を行わないこと。
- 三 国内外のネットワークの規則に反する行為や法令に違反又は違反するおそれのある行為を行わないこと。
- 四 甲の依頼に基づき代行報告を行うこと。
- 五 センターよりパスワードが発行された場合、その使用と管理について自ら責任を持つこと。

(代行報告内容の変更等)

第7条 法に基づく牛個体情報の報告に関する改正等により、代行報告内容を変更する場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

- 2 乙は、コンピュータ又は通信回線等の障害、保守作業、その他やむを得ない事由により、代行報告の中断、遅延、又は中止することがある。

(実施期間)

第8条 代理報告の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、期間満了前3ヶ月までに、甲・乙いずれかによる終了の申し入れのない場合には、本覚書はさらに1ヵ年自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

- 一 乙は、法の終了その他やむを得ない事由により、代行報告を終了できるものとし、その場合には書面により甲に申し入れるものとする。

(免責事項)

第9条 乙は、代行報告により又は代行報告できなかったことにより生じた甲又は第三者の損害に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 甲が不正若しくは違法な行為によって乙に損害を与えた場合には、乙は甲に対して損害を請求できるものとする。

(協 議)

第11条 甲並びに乙は、誠実にこの覚書を履行するものとし、この覚書に定め

い事項又はこの覚書の履行に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ速やかに
解決を図るものとする。

平成 年 月 日

甲 (住 所)
(農家名) 印

乙 (住 所)
(団体名)
(代表者 職・氏名) 印

参考 2

代行報告依頼書

平成 年 月 日

〇〇農協（△△協会等）
組合長（会長等） 〇〇 〇〇 殿

依頼者氏まし又は名称 印
住 所
電話番号

「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づく牛個体情報の届出について、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで、貴農協（協会）に代行していただくことを依頼します。

代行報告依頼引受書

平成 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇農協（△△協会等）
組合長（会長等） 印
住 所
電話番号

平成〇年〇月〇日付けにて依頼された代行報告依頼を引き受け、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで代行報告を行います。
また、依頼された代行報告についてはその都度結果を報告いたします。

（正副2部用意し、依頼者側と代行報告者側で保存をする。）